

平成 30 年 5 月 22 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03304

研究課題名(和文) ウェストミンスター・モデル諸国と日本における議会慣習の国際比較

研究課題名(英文) International comparison on parliamentary conventions between Japan and countries of Westminster system

研究代表者

小堀 眞裕 (Kobori, Masahiro)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：70253937

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：平成27年度には、グリフィス大学との間で、ブリスベンで共同研究会を行った。また、その年に、R.A.W. Rhodes et al, Comparing Westminsterを翻訳し、法律文化社から出版した。同書は、英国及び英連邦諸国の議会慣習を含む諸慣習に詳しく、また、解釈アプローチという独自の方法を使っている点で注目される。29年度は、オーストラリア政治学会で日豪の二院の選挙タイミングに関する違いに関して、理由を探究して報告を行った。筆者は、問題をさらに発展させ、解釈アプローチの視点から、日本の憲法学史、とくに議院内閣制と解散権行使の在り様について、研究しようとしている。

研究成果の概要(英文)：With a grant of the Japan Foundation and the Kakenhi, Ritsumeikan and the Griffith University, in Australia, held a Conference in December 2015, and also a colleague and I published the Japanese translated book of R.A.W. Rhodes et al Comparing Westminster (Oxford University Press, 2009). The book was written about the Westminster traditions by the interpretive approach R.A.W. Rhodes and Mark Bevier have elaborated recently. I presented my paper at the Conference of the Australian Political Science Association which was held in Melbourne in September 2017. The author is going to explore the political and constitutional history, in particular the relationship between the parliamentary government and the dissolution power to the legislature by the interpretive approach.

研究分野：政治学

キーワード：議会 慣習 英連邦 オーストラリア 解釈アプローチ ウェストミンスター イギリス

1. 研究開始当初の背景

政治学の流れとして、80年代の制度論に基づいた研究成果が日欧米で生み出されてきた。そうした制度への関心の中で、とくに首相やその他の政治家の言説や、それによるリーダーシップへの決定権限や資源の集中が指摘されるようになり、大統領制化や執政制度へと注目が集まるようになった。そのなかで、日本においては、小選挙区制の導入・比重増加や2005年の小泉首相の解散権行使による衆議院選の大勝などにより、「ウェストminster化」(例えば、建林・曾我・待鳥『比較制度論』)が指摘されるようになった。また、拙著『ウェストminster・モデルの変容』(法律文化社)や岩崎美紀子『二院制議会の比較政治学 上院の役割を中心に』(岩波書店)など、政権・議会の比較研究はようやく盛り上がりを見せ始めた。また、過去には大山礼子氏の『比較議会政治論』(岩波書店)があるが、委員会以外の議会慣習に関しては一切関心を払っておらず、財政における英国下院の慣習など決定的な点を見落としている点が問題である。

日本では、マスコミの誤った「マニフェスト政治」や「数値目標」をはじめとしてウェストminster・モデルに対する誤解が広範に存在してきたこと、未だそうした誤解が十分に払しょくしきれていないことも事実である。また、ウェストminster・モデルは、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどにおいて憲法慣習(議会慣習)を中心に動いてきたにもかかわらず、日本では、それに関する研究が決定的に不足していた。その点に関しては、応募者は、『国会改造論: 憲法・選挙制度・ねじれ』(文春新書)などにおいて書いたが、日本の憲法学は実定法や判例研究が中心で憲法慣習(議会慣習)に対する関心を十分に持ってこなかった。本研究では、そうした憲法慣習を政治学の観点から研究したい。

2. 研究の目的

(1). イギリス、オーストラリア、日本における両院関係、とくに下院の財政法案に対する特権(金銭法案以外のものも含む)とその運用。また、その流れの方向性。

(2). イギリス、オーストラリア、日本における議会と内閣の関係、とくに首相解散権行使の実際の運用と方向性(とくに、憲法上の見かけと実際の運用との違い)。

(3). オーストラリアにおいて両院同時選挙慣行はいかにして作られたか。また、イタリア、スペイン、ベルギーなどでも両院同時選挙実施であるが、これも参考とする。

(4). イギリス、オーストラリア、日本、くわえてニュージーランド各国において多数決主義的選挙制度から離れる動きが歴史的にあったり、進展していたりする点の考察。

(5). 上記4点の事柄を制度論やその他の理論で分析すると何が言えるか。

(6). イギリス、オーストラリアなどの内閣議会研究などで多く使われる Interpretative Approach の問題意識なども検討する。

3. 研究の方法

(1)については、イギリスでは日本の予算とほぼ同じ範囲の金銭法案は、1911年議会議法によって、それ以外の財政法案(増減税・公債)は、1687年以来の下院の慣習によって下院のみの議決で、上院では議決抜きで成立させてきた。カナダ、オーストラリアにおいては、具体的にどのような異同がどのような経緯を経て定まってきたのかを、議会の慣習を含めて明らかにしたい。

(2)については、イギリスでは2011年9月に「固定任期議会議法」で首相解散権は、過半数不信任時における総辞職との選択という場合を残して、廃止された。アイルランド、オーストラリア、ニュージーランドでは、首相の自由な解散はごく少数のみで、大半は任期満了解散であった。カナダのみが、首相の自由な解散権行使を今日まで認めてきた。なお、ウェストminster・モデル以外のOECD諸国の事例でも、首相の自由な解散が一般化してきたのは、他にはデンマークとギリシャのみである。これらの異同が、どのような歴史的経緯をたどって形成されてきたのかを明らかにしたい。

(3)については、両院選挙制を取るウェストminster・モデルの国、オーストラリアにおいては、第二次大戦前には下院選挙のみが実施される例がありつつも、なぜその後は慣習として同時選挙がオーストラリアで定着し、1974年以降は全て同時選挙で行われているのかを、明らかにする。また、オーストラリアでは、一時期両院別次期選挙が行われたことがわかっているが、この時の経験は、ロッド・ローズなどからあまりよくない経験だったという示唆を得ている。この点について政治史的に徹底的に調査したい。

(4)については、ウェストminster・モデル諸国の多くが、小選挙区制などの多数決主義的制度から脱却しつつある傾向を明らかにする。ニュージーランドは小選挙区制から比例代表に移行し、オーストラリアは上院に比例代表を導入し、上院の多様化を生み出している。こうした傾向がなぜ生まれてくるのかについて明らかにする。

(5)については、こうした各国の歴史的経緯が制度論などの政治学理論との関係で、どのような理論的視座を提供することになるのかを明らかにする。一つの事例を挙げるなら、イギリスでは、スコットランドでの分権の強まりが中央集権という意味でのウェストminster・モデルを崩してきたが、こうした変化は、多数決主義モデルをスコットランドという少数が崩れてきていると評価で

き、この面では制度が従属変数となっているが、イギリスの国制が連合王国でそもそも異なる制度（スコットランド）を内包していたから、ウェストミンスター・レベルの変化が引き起こされたとみることもできる。いずれの仮説が妥当かを検証する。

(6)については、制度論とは全く異なった分析方法としての Interpretative Approach に注目したい。ウェストミンスター比較の分野においては、ロッド・ローズの著作が有名であるが、彼の方法は Interpretative Approach で、数量的な方法は全く使わない。むしろ、政治家や官僚に対するインタビューが中心で、それらのなかで「シェアされている信念や伝統」を明らかにしようとする。解釈論的アプローチという方法論については、日本では紹介や研究が少なく、これらを明らかにすることも、本研究の中で行いたい。

4. 研究成果

ウェストミンスター（イギリス、オーストラリアなど）の議会慣習を調べる研究を行ってきた。

日本における「自由な解散権行使」という理解が、フランス憲法学の学説から由来し、むしろイギリスの憲法学をほとんど参照していない点については、小堀と植松の共著論文(2016年)である程度論じることができた。この問題は、さらに掘り下げ、International Political Science Association Conference 2018 で報告する予定である。

昨年平成29年度には、オーストラリア政治学会で日豪の二院の選挙タイミングに関する違いに関して、理由を探究して報告を行った。そこでの助言を踏まえ、現在は、成果を発表する場を探している。また、その過程において、政治学アプローチのなかでの「解釈アプローチ」の重要性を再認識し、さらに深めようとしている。

日本とオーストラリアにおいては、一部の例外を除き、日本では衆参別々の時期に選挙を行っているが、オーストラリアの上下両院選挙は、一時期を除いて、常に同時に行われてきた。この問題に関して、背後にどのような思想があったのかについて調べてきた。

「解釈アプローチ」とは、議会慣習などを客観的な制度として見るのではなく、主観的な政治アクターの思想によって作られたものである、もっと言えば、思想そのものであるという考え方であり、近年政治学上では少数派であるが、ロッド・ローズやマーク・ビーヴァーなどを中心に近年提唱されている研究方法である。筆者は、その研究方法によって、日豪二院の同時選挙・別選挙の慣習とその背後の思想を解明しようとした。

現在、問題をさらに発展させ、解釈アプローチの視点から、日本の憲法学史、とくに議院内閣制と解散権行使の在り様について、研究しようとしている。また、そのための準備

で、2018年プリズベンで行われる世界政治学会において報告することになっている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3件)

1. 小堀 眞裕、単著、「書評『スコットランドの選択 - 多層ガヴァナンスと政党政治』」、査読無、2018年、『選挙研究』(33巻1号)、105-107頁
2. 小堀 眞裕、単著、「国民投票と「民主主義の赤字」」、査読無、2016年、『生活経済政策』(239号)、5-10頁
3. 小堀 眞裕、単著、「先進諸国での議会解散の方法と先例」、査読無、2015年、読売クオータリー(33号)、68-79頁

〔学会発表〕(計 5件)

1. Masahiro Kobori、単独、'Separate Bicameral Elections: A Comparison of Japan and Australia' 2017年、the Australian Political Studies Association Annual Conference
2. 小堀 眞裕、単独、「混沌とする世界政治の中の教育政策」の英国部分 その他、2017年、日本教育政策学会第24回大会
3. 小堀 眞裕、単独、「イギリスにおけるナショナリズム：EU離脱論とスコットランド独立論」、2015年、2015年度久留米大学比較文化研究所欧州部会第4回12月講演
4. Masahiro Kobori、単独、'The Difference between "Normal Countries" in the 1990s and the 2010s: "Civic" Ozawa and "Ethnic" Abe?'、2015年、Session 3: Executive Influence and Accountability in Security Policy Making and Implementation, The 5th Annual Australia-Japan Dialogue: Policy Convergence and Divergence in Australia and Japan: Assessing Identity Shift within the Bi-Lateral Relationship
5. 小堀 眞裕、単独、「The UK か Britain か、それとも England か：問われる「国」とは何か。」、2015年、日本政治学会研究大会企画「『再国民化』『国民化』の相克下のデモクラシー」

〔図書〕(計 4件)

1. 植松 健一・小堀 眞裕、共著、「日本の解散権は自由すぎる!? 苫米地事件」、山口、出口、清水編著『憲法判例からみる日本 法×政治×歴史×文化』、2016年、日本評論社、304(253-274)
2. Masahiro Kobori、単著、'The Difference between "Normal

Countries” in the 1990s and the 2010s: “Civic” Ozawa and “Ethnic” Abe?’, 2016年, Michael Heazle and Andrew O’Neil ed, *Asia Pacific Papers: 5th Annual Australia-Japan Dialogue*, 210 (pp.89-112), Griffith Asia Institute.

3. 小堀 眞裕, 単著, 「英国におけるナショナル・アイデンティティ論」、高橋進・石田 徹編, 野田 昌吾, 野田 葉, 中谷 毅, 坪郷 實, 畑山 敏夫, 藤井 篤, 馬場 優, 渡辺 博明, 『「再国民化」に揺らぐヨーロッパ』, 2016年, 法律文化社, 238 (125-144)
4. 小堀 眞裕 (翻訳), 加藤雅俊 (翻訳), 共訳, R.A.W.ローズ (著), ジョン・ワナ (著), パトリック・ウェラー (著), 『ウェストミンスター政治の比較研究: レイプハルト理論・新制度論へのオルターナティブ』, 2015年, 法律文化社, 312

〔産業財産権〕

出願状況 (計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況 (計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小堀 眞裕 (KOBORI, Masahiro)
立命館大学・法学部・教授
研究者番号: 70253937

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

()

研究者番号:

(4) 研究協力者

()